

## 第四章 ガス導管事業

本章は、平成十五年改正により創設されたガス導管事業に関する規制についての諸規定から成り、第二章、前章及び第六章とともに、本法の中心をなすものである。

ガス導管事業に関する規制は、次のような背景によつて創設された。すなわち、導管網が欧米に比べて未発達である我が国において、ガス市場を活性化させ、競争を促進するためには、導管網の設置と独立した導管網の相互の連結を促進するとともに、公正で透明な形での第三者による導管網の利用を一層促進することが必要であることから、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会の報告（平成十五年二月二十日）を踏まえ、平成十五年の法改正において、相当規模の導管によりガス供給を行う事業をガス導管事業として、創設することとしたものである。

### （ガス導管事業の届出）

第三十七条の七の二 一般ガス事業者以外の者は、ガス導管事業を営もうとするときは、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 ガス導管事業の用に供する特定導管の設置の場所及び内径並びに特定導管内におけるガスの圧力

2 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定導管が一般ガス事業者の供給区域において設置されるものであるときは、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その特定導管をガス導管事業の用に供してはならない。

4 経済産業大臣は、前項の場合において、第一項の規定による届出に係る特定導管をガス導管事業の用に供することが前項に規定する一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益を阻害するおそれがないと認めるときは、同項に規定する期間を短縮することができる。

5 経済産業大臣は、第三項の場合において、第一項の規定による届出に係る特定導管をガス導管事業の用に供することにより、第三項に規定する一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第三項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、そ

の届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

6 経済産業大臣は、第三項の場合において、第一項の規定による届出に係る特定導管をガス導管事業の用に供することにより、第三項に規定する一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあるかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が同項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、三十日の範囲内において、同項の期間を延長することができ、この場合において、経済産業大臣は、その届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

7 ガス導管事業者は、第一項の規定による届出に係る事項を変更しようとするときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の届出（第一項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る。）に準用する。この場合において、第三項中「特定導管をガス導管事業の用に供してはならない」とあるのは「変更してはならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りで

ない」と、第四項から第六項までの規定中「特定導管をガス導管事業の用に供すること」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

9 ガス導管事業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

本条追加〔平成一五法九二〕

#### 【解説】

一 本条は、一般ガス事業者以外の者が行うガス導管事業に関する届出について定める規定である。

従来、一般ガス事業者以外の者であつてガスを供給しているものについては、大口ガス事業者や卸供給事業者等として、供給の目的に沿つて規定してきたところである。今般、一定規模以上の導管（特定導管）を維持・運用し、ガスの供給を行う者については、ガス市場の活性化と公正な競争を促進する観点から、「ガス導管事業者」として位置付け、託送供給義務等のガス事業法上の規制を課すこととなつた。他方、ガス導管事業者による一般ガス事業者の供給区域内におけるガス導管事業を一切の制限なくこれを認めることとした場合には、当該一般ガス事業者の既存の導管網の効率的な運営が損なわれ、供給区域内の規制需要家にその費用が転嫁され、結果として一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれも想定し得るところである。このよう

な点を踏まえ、ガス導管事業に係る届出義務を課し、一定の待機期間を設けた上で、利益の阻害を防止するための最低限の規制として、届出をした導管のうち一般ガス事業者の供給区域に設置されるものをガス導管事業の用に供することにあり、当該区域内のガスの使用者の利益を阻害するおそれがある場合には、経済産業大臣が変更又は中止命令を行い得ることとしたものである。

二 第一項は、一般ガス事業者以外の者がガス導管事業を営もうとする場合には、導管の設置場所等について、事前に経済産業大臣に届け出なければならぬ旨を定めたものである。これは、一般ガス事業者以外の者がガス導管事業を行おうとする場合は、その事業の開始は原則自由とするものの、託送供給義務を課す事業者に係る最低限の情報把握が必要であることや、導管をガス導管事業の用に供することに関する所要の調整を行うため、必要な事項を届出させるものである。ここで、導管の建設前に届出義務を課さず、事業開始前に届出義務を課したのは、①既にガス事業以外で利用するために構築された導管を用いて新たにガス導管事業を開始する場合については、建設規制を課すことが困難かつ不相当であり、しかしながら、そのような導管をガス導管事業の用に供することにより一般ガス事業者のガスの使用者の利益を阻害することとは生じ得ること、②ガス導管事業者については、経営の健全性やガス工作物に係る事業上の規制はなく、また建設自体が問題なのではなく、当該導管をガス導管事業の用に供する時点で、一般ガス事業者のガスの使用者に対する悪影響が顕

在化し得るものであることから、建設規制ではなく、あくまでガスを供給する上での事業上の規制とされたものである。

(1) 第一号の「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」は、届出を行う上で当然必要な事項であり、その届出を行った者がいかなる者であるかを明らかにする趣旨である。「氏名又は名称及び住所」の「氏名又は名称」とは、届出を行った者が自然人である場合には「氏名」を、法人である場合には「名称」を記載すべき意であり、「住所」とは、ガス導管事業の営業遂行の中心となる場所、例えば、本社、本店等の所在地をいう。

(2) 第二号の「ガス導管事業の用に供する特定導管の設置の場所及び内径並びに特定導管内におけるガスの圧力」は、届出をした導管に係る詳細を明らかにし、当該導管がガス導管事業の用に供する特定導管に該当することを明らかにするとともに、一般ガス事業者のガスの使用者の利益阻害性を判断するため、ガス導管事業の用に供される特定導管の場所と規模を明らかにする趣旨である。「ガス導管事業の用に供する特定導管」とは、ガス供給用の特定導管のことをいう。自家消費専用の導管については、ガス導管事業の用に供する特定導管に該当せず、届出が不要であるが、事業者が当該導管を用いてガス導管事業の用に供しようとする場合には、当該導管について届出を要することとなる。ガス導管事業の用に供しようとするかどうかは事業者の判断であるが、届け出られた導管は、ガス導管事業の用に供する特定導管として扱われる。なお、ここでいう自家消費

専用の導管とは、自家消費をしている地点から上流に遡って最初の分岐地点（自家消費専用の導管からさらに分岐して自家消費専用の導管を設置している場合には、その分岐地点から上流に遡って最初の分岐地点）までを意味する。

「設置の場所」とは、始点及び終点の所在地並びに当該導管の経過する地名をいう。「ガスの圧力」とは、運用圧力（実際に送出する圧力）ではなく、最高使用圧力をいう。

三 第二項は、ガス導管事業の届出書の添付資料について定められたものであり、第一項の届出を行う際には、届出書とともに経済産業省令で定める書類を添付する義務を課す旨を定める規定である。「経済産業省令で定める書類」とは、具体的には、施行規則第九十七条において、「特定導管及びこれに附属する設備に係る概要」（第一項）と「特定導管の設置の位置を明示した地形図」（第二項）と定めている。

四 第三項は、事業開始に伴い設置される導管が、一般ガス事業者の供給区域においてガス導管事業の用に供される場合は、原則として第一項の届出から三十日を経過した後でなければその導管をガス導管事業の用に供してはならない旨を定めたものである。これは、当該導管が一般ガス事業者の供給区域においてガス導管事業の用に供されるものであるときは、事前に調整を行うかどうかについて判断する必要があるため、三十日の間に、経済産業大臣が、導管が設置される区域を供給区域とする一般ガス事業者のガスの使用者の利益を阻害するおそれがあるか否かに照らして審査を行い、必要があれば第五項による変更又は中止命令を発することとしてい

るが、当該審査に係る期間を確保するために定めたものである。「三十日」としたのは、具体的には概ね以下の内訳を目安としている。

①ガス導管事業に供しようとする導管の周辺の状況の調査に必要な期間 ；十日間

②当該地域におけるガスの使用者への悪影響の有無等の調査に必要な期間 ；十日間

③上記①②を踏まえて、変更又は中止命令の発動の要否の判断に必要な期間 ；十日間

五 第四項は、第一項の届出に係る導管をガス導管事業の用に供することが、当該一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益を阻害するおそれがないと経済産業大臣が認める場合は、三十日の経過を待たずに第一項の届出に係る導管をガス導管事業の用に供するまでの期間を短縮することができる旨を定めたものである。これは、かかる規定がないと、一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益を阻害するおそれがないと認める場合であっても、届出後三十日を経過しなければ届け出た導管をガス導管事業の用に供することができなくなるといふ不都合が生じかねないためである。

六 第五項は、第一項の届出に係る導管をガス導管事業の用に供することが、当該一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益を阻害するおそれがあると経済産業大臣が認める場合は、届出から三十日以内に限り、変更又は中止命令を発動することができる旨を定めたものである。

二一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益を阻

害するおそれ」は、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会の報告も踏まえ、既存の導管網の効率的な運営を損なわないという「既存導管網の有効利用」を図る観点から規定されたものである。これは、一般ガス事業者の事業遂行に与るべきの弊害を回避し、最終的に一般ガス事業者が供給義務を有する供給区域内のガスの使用者にとつての悪影響を回避することを趣旨とするものであることから、「ガスの使用者の利益阻害」を変更又は中止命令の発動基準としている。変更又は中止命令の発動に係る具体的な判断基準については、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会の報告（平成十六年一月二十日）Ⅳの内容を踏まえた運用が行われることになるが、一般ガス事業者以外の者が一般ガス事業者の供給区域において特定導管をガス導管事業の用に供することにより、当該一般ガス事業者が設置している既存の導管網の効率的な運営を損なわず、当該一般ガス事業者の供給区域内に存するガスの使用者の供給条件等を悪化させる事態とならないかという観点から、(1)当該一般ガス事業者が設置している既存の導管網の余力の有無、(2)託送供給を行うに足る余力がない場合での当該一般ガス事業者の導管能力の増強に係る具体的な投資計画の有無、(3)ガスの熱量や物性の相違等による同一の導管での供給の困難性等を勘案しつつ、判断するものとする。具体的には、届出された導管によりガス供給が想定される需要家に対し、一般ガス事業者が自らの導管により託送供給を行おうとする場合であつて、①本支管等の延伸・増強の必要がないケースにおいては、一般ガス事業者の既存

導管網の余力の範囲内と判断し、先の(1)の観点から、原則として届出に対する変更又は中止命令を発動するものとし、②本支管等の延伸・増強を必要とするケース（既存の本支管等の設備増強であつても、当該設備増強が個別の特定の需要に起因し、かつその便益が当該特定の需要にのみ及ぶことが明らかでないケースを含む。）であつて、(イ)既設本支管から供給管を分岐して需要家にガスを供給できる状態にあるが、余力がないなどの理由により既存の本支管等の設備増強が必要なケースにおいては、既存の本支管等の増強及び供給管の敷設だけで行われるものであり、追加工事費用を考慮しても、コスト面では優位にあると考えられることから、合理的なコストに基づく具体的な投資計画が策定されていると判断し、先の(2)の観点から、原則として届出に対する変更又は中止命令を発動するものとし、(ロ)先の(イ)以外のケースにおいては、新たに本支管等の延伸が必要となることから、その追加工事費用を考慮した場合にコスト面で優位にあると断定することは困難であることから、先の(2)の観点から、原則として届出に対する変更又は中止命令は発動しない。また、同一ガスグループである場合には、先の(3)の観点から、熱量や物性が著しく異なるとはみなさない。

なお、同じく総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会の報告（平成十六年一月二十日）Ⅳの内容を踏まえ、LNG基地の近傍の需要に対する新規参入者によるガス供給は、託送供給料金を適正に設定したとしても、新規参入者による託送供給利用は必ずしも経済合理性を持ち得ないことか

ら、公道や河川、港湾等の地形によつて区分された一区画とみなせる地域内において、当該地域内に存するLNG基地から当該地域内に存する需要家に対してガスを供給する場合には、先の利益阻害の判断基準にかかわらず、新規参入者による導管の設置によるガスの供給を可能とする。ただし、この場合においても、大口需要家に対して他の事業者による供給が開始されると、大口需要家の周辺にいる小口需要家への導管の設置が極めて困難となる場合（例えば、導管を設置できる道路が一本しかなく、当該大口需要家への導管が設置されると他に供給する方法がない場合等）や、導管が大きく迂回することにより小口需要家の支払う工事負担金が著しく増加する場合などにおいては、届出に対する変更又は中止命令の発動の対象となり得る。

七 第六項は、第五項の変更又は中止命令を行うか否かの判断が三十日間では終了しない場合に、第一項の届出に係る導管をガス導管事業の用に供することをさらに延期させることができる旨を定めたものである。「相当の理由があるとき」とは、具体的には、例えば、当該導管を設置し、ガス導管事業の用に供することが、当該導管周辺の一般の需要向けに導管を設置することが困難となり、ガス供給を行うことができなくなるか否かの判断に時間を要する場合などが想定される。延長できる期間を「三十日の範囲内」としているのは、延期の上限をいたずらに伸ばすことは、ガスの円滑な取引を促す観点及び迅速な行政サービスを実施する観点から許容されるべきではなく、また原則自由な導管の設置に制限を課しているこ

とによるためである。

なお、期間の延長を行う場合には、第一項の届出を行った者に対して、遅滞なく、延長の日数及び延長の理由を通知しなければならない。

八 第七項は、第一項の届出の内容を変更しようとする場合には、事前に経済産業大臣に届け出なければならない旨を定めたものである。これは、第一項の届出の内容を変更しようとする際に、当該変更が一般ガス事業者の供給区域において設置されるものである場合には、事前に調整を行う必要があるために定めたものである。第一項の規定は、ガス導管事業を行うに際して、初めて特定導管によりガスの供給を行う場合に必要となる届出であるが、特定導管を増設したり、全く新たに異なる場所に敷設する等の場合には、本項の規定により、改めて事前届出が必要となる。

九 第八項は、第七項において、変更の届出をしようとする場合には、第二項から第六項までの規定を準用する旨を定めたものである。したがって、変更の届出については、第二項に規定する添付書類の提出が必要となり、第三項に規定する三十日間の待機が課され、第四項の期間短縮、第五項の変更又は中止命令及び第六項の期間延長のいずれも適用されることとなり、第一項の届出と同様の規制が課されることになる。また、準用に伴い必要な読み替えを行っており、変更の届出に係る導管が一般ガス事業者の供給区域においてガス導管事業の用に供される場合は、原則として第一項の届出から三十日を経過した後でなければその変更を行ってはならない

旨の読み替えを行うほか、ガスの使用者の利益の阻害に直接関係あるとは考えられない。「経済産業省令で定める軽微な変更」については、ガスの使用者の利益の阻害に係る判断の必要性がないため、変更に際して三十日間の待機を要しない旨の読み替えを行う。「経済産業省令で定める軽微な変更」とは、具体的には、施行規則第九十七条の三において、「特定導管により供給するガスの種類又は熱量の変更であつて、十二A及び十三Aのガスグループ内の変更」と定めている。

十 第九項は、事業者が事業を廃止した場合、遅滞なく経済産業大臣への届出をすべき旨を定めたものである。「事業を廃止」とは、ガス導管事業の全部を廃止することをいい、一部を廃止する場合は、第六項の変更の届出がなされれば足りる。また、「遅滞なく」届け出るとは、社会通念上妥当とみなされる限度において速やかに届け出ることをいう。

十一 第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしてガス導管事業を営んだ者、第二項（第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反して添付書類を提出せず、又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者、第三項（第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者、第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、第五十八条の規定により、百万円以下の罰金に、第五項（第八項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、第五十七条の規定により、三百万円以下の罰金に、それぞれ処せられる。

### （ガス導管事業者による大口供給）

#### 第三十七条の七の三 ガス導管事業者は、大口供給

を行おうとするとき（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する場合を除く。）は、供給の相手方その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る大口供給をしてはならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る大口供給が次の各号に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一 その大口供給が一般ガス事業者の供給区域において行われるものであるときは、その大口供給を行うことにより、当該一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがないこと。

二 その大口供給が一般ガス事業者の供給区域以外の地域であつて、一般ガス事業の開始が見込まれる地域において行われるものであるときは、その大口供給を行うことにより、当該一般ガス事業の開始が著しく困難となるおそれがないこと。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る大口供給が前項各号のいずれかに適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第二項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る大口供給が第三号各号に適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第二項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、三十日の範囲内において、同項の間を延長することができる。この場合において、経済産業大臣は、その届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならぬ。

本条追加〔平成一五法九二〕

### 【解説】

一 本条は、ガス導管事業者が大口供給を行う場合の規定である。平成十五年の法改正以前においては、一般ガス事業者以外の者による大口供給の考え方は、一般ガス事業者の供給区域内に存するガスの使用者への悪影響を防止する観点から、

一般ガス事業者以外の者が一般ガス事業者の供給区域内に存する大口需要家に対してガスを供給する際には、経済産業大臣の許可を受けなければならないとし、また、供給区域外の地域において大口供給を行う場合は、一般ガス事業の開始が見込まれる地域における一般ガス事業の事業遂行を保護する観点から届出（変更命令付き）としていた。

その後、平成十五年の法改正において、行政の関与を事前介入型から事後監視型へ転換するとともに、自由化されたガス市場において複数のガス供給者が相互に競争することで需要家の選択の自由を確保し、経営効率化努力を促進する観点から、許可制を廃止し、経済産業省令で定める供給の相手方、供給条件、供給地点等の事項について、事前に届出を行うこととした。ただし、第三項第一号及び第二号のいずれかに適合しないと認めるときは、経済産業大臣は、届出を受理した日から三十日以内に変更又は中止命令を発動することができることとしている。

二 第一項は、ガス導管事業者が大口供給を行おうとするときは経済産業大臣へ届出が必要である旨を定めている。本条の届出は、当該大口供給の実施に伴い第三項第一号及び第二号に掲げる基準を逸脱し、変更又は中止命令の発動の要否及び事前調整を行うかどうかについて審査するために必要なものであって、当該大口供給について、いかなる料金設定がなされるかについては、大口供給の変更又は中止命令の判断材料とするものではない。また、本項の届出は、大口需要家を保護する観点から行われるものでもない。なお、届出対象から、



「特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する場合」に係るものを除外しているが、これについては、第二条の解説を参照されたい。

三 第二項は、第一項により届け出された大口供給を行う場合は、原則として届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、大口供給をしてはならない旨を定めたものである。これは、当該大口供給について、三十日の間に、経済産業大臣が、第三項第一号及び第二号の基準に照らして審査を行い、必要があれば第四項による変更又は中止命令を発動することとしているが、当該審査の期間を確保するために定めたものである。「三十日」としたのは、具体的には概ね以下の内訳を目安としている。

①供給しようとする地域の状況の調査に必要な期間  
・十日間

②当該地域におけるガスの使用者への悪影響の有無等の調査に必要な期間  
・十日間

③上記①②を踏まえて変更命令又は中止命令の発動の要否の判断に必要な期間  
・十日間

四 第三項は第一項の届出により大口供給を行う場合であつて、第一号及び第二号の基準に該当しないことが明らかかな場合には、経済産業大臣は、届出を受理した日から三十日の経過を待たずに当該大口供給を開始するまでの期間を短縮することができる旨を定めたものである。これは、かかる規定がないと、第一号及び第二号の基準に適合していると認める場合であっても、届出が受理された日から三十日を経過しなけ

れば当該大口供給ができなくなるという不都合が生じかねないためである。

五 第四項は、第一項の届出に係る大口供給を行うことにより、前項各号のいずれかに適合しないと経済産業大臣が認めるときは、届出から三十日以内に限り、変更又は中止命令を発動することができる旨を定めたものである。

基準の第一号における「当該一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがないこと」の判断は、第一項の届出を行ったガス導管事業者が一般ガス事業者の供給区域内で大口供給を行うことにより、当該一般ガス事業者が経営効率化等の十分な経営努力を行つても、当該一般ガス事業者の供給区域内に存するガスの使用者の供給条件等を著しく変更せざるを得ない事態とならないかという観点から、当該一般ガス事業者の経営効率化の状況等の事業の実情、供給区域内のガス需給状況や導管敷設計画、原料調達契約等に係る費用回収の困難性等を勘案しつつ行う。

導管敷設計画を勘案するに際しては、ガス導管事業者が特定導管の要件に満たない導管を新規に敷設し、これにより大口供給を行う場合に、当該一般ガス事業者の供給区域内に存するガスの使用者の利益阻害性の具体的な判断として、①当該一般ガス事業者が設置している既存の導管網の余力の有無、②当該一般ガス事業者の導管能力の増強に係る具体的な投資計画等の有無、③ガスの熱量や物性の相違等による同一の導管での供給の困難性等を考慮する。このほか、大口需要家の周辺にいる小口需要家への導管敷設が極めて困難となつ

たり(導管を敷設する道路が一本しかない場合等)、導管が大きく迂回することにより、小口需要家の支払う工事負担金が著しく増加するような場合等についても利益阻害性の判断の対象となり得る。なお、新規に導管を敷設する際の利益阻害性の詳細な考え方については、第二十二条の五の解説を参照されたい。

原料調達契約等に係る費用回収の困難性を勘案するに際しての費用とは、当該一般ガス事業者が、供給区域内における供給義務に対応するために過去に締結した天然ガス等の長期の調達契約を有しており、需要の減少に伴って当該契約内容の変更を行うことが困難なために発生する費用や当該一般ガス事業者が行政に届け出た計画に基づいて実施される熱量変更事業に要した費用等をいう。

第二号における「当該一般ガス事業の開始が著しく困難となるおそれ」の判断は、第一項の届出を行ったガス導管事業者が一般ガス事業者の供給区域外の地域であつて、一般ガス事業の開始が見込まれる地域において大口供給を行うことにより、その一般ガス事業の開始が見込まれる地域における一般ガス事業の開始に支障を及ぼす事態とならないかという観点から、当該一般ガス事業者の実情、その地域における需要構造や導管敷設計画等を勘案しつつ行う。本号は、相手方が一般ガス事業者の供給区域外の地域の場合であるが、そもそも一般ガス事業は、地域拡大性を有しており、スケールメリットを追求することが、区域拡張に伴う新たなガスの使用者のみならず、既存供給区域内のガスの使用者にとつても利益の

増進となることから、この公共の利益の阻害を排除する趣旨である。「一般ガス事業の開始が見込まれる」とは、供給区域が設定されていないなくても、これとほぼ同程度の確実性で、今後一般ガス事業が開始される具体的な計画がある場合をいう。具体的には、供給区域の設定・拡張について既に申請がなされている場合、地方自治体が公営の一般ガス事業を営む具体的な計画を有している場合、若しくは許可申請には至らないが具体的な申込み等によって申請が確定になっている場合などがこれに該当する。「当該一般ガス事業の開始が著しく困難になるおそれ」とは当該大口供給が開始されると、その具体的計画に記載されている他の需要家への導管敷設工事が困難となったり、迂回等で工事負担金が著しく上昇する場合、予定していた料金等供給条件が著しく悪化し、その供給申込みが事実上白紙に戻ってしまう場合などをいう。

六 第五項は、第四項の変更又は中止命令を行うか否かの判断が三十日間では終了しない場合に、第一項の届出に係る大口供給の開始をさらに延長させることができる旨を定めたものである。「相当の理由があるとき」とは、第三項各号の判断をするための調査等に期日を要するような場合である。延長できる期間を「三十日の範囲内」としているのは、延長の期限をいたがらずに延ばすことは、ガスの円滑な取引を促す観点及び迅速な行政サービスを実施する観点から許容されるべきではないと考えられるためである。なお、期間の延長を行う場合には、第一項の届出を行ったガス導管事業者に対して、遅滞なく、延長の日数及び延長の理由を通知しなければなら

ない。  
七 本条第一項若しくは第二項の規定に違反して大口供給を行つた者は第五十八条の規定により百万円以下の罰金に、第四項の規定による命令に違反した者は三百万円以下の罰金に、それぞれ処せられる。

(ガス導管事業者による一般ガス事業者の供給区域における供給)

第三十七条の七の四 ガス導管事業者は、一般ガス事業者の供給区域において、ガスの使用者(第二条第七項の経済産業省令で定める密接な関係を有する者に限る。)に対して導管によりガスを供給しようとするときは、その供給の相手方との関係を記載した書類を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

本条追加〔平成一五法九二〕

【解説】

一 本条は、ガス導管事業者が、一般ガス事業者の供給区域内においてガス導管事業者との間に「密接な関係を有する者」に対し導管によるガスを供給する場合に経済産業大臣への届出を要する旨を定めた規定である。一般ガス事業者は、供給区域においてガスを供給することについて、本法上種々の義務が課され、供給を拒絶する正当な理由がない限り公平に供

給を行わなければならない。このような供給区域において、ガス導管事業者が導管によりガスを需要家に直接供給することを自由に放任すれば、ややもすれば、供給区域におけるガス供給の秩序が乱れ、結局は、当該供給区域におけるガスの使用者の利益は保護されないうおそれがある。このため、本法では、本条において、ガス導管事業者であつてガスを供給しようとする者が一般ガス事業者の供給区域において導管によりガスを供給しようとするときは、事前の届出を通じて、当該供給が密接な関係を有するものに対するものであることを予め確認することにより、秩序あるガスの供給を確立しようとするものである。平成十五年の法改正前までは、本条の改正前の規定に該当する第三十七条の十二において、同条届出の対象が、一般ガス事業者以外の者によるガスの供給であつて、他の条文で規定されていないもののうち一般ガス事業者の供給区域内におけるガス供給について、届出を要する旨を規定していた。しかしながら、同条の届出の対象となるガス供給が必ずしも明確でなかつたことから、平成十五年の法改正において、本条の対象が「密接な関係を有する者」に対するガス供給に限定されることを規定することとした。

なお、平成十五年の法改正において卸供給に関する規制を廃止したことを踏まえ、ガスを供給する事業者に対するガスの供給に関しては、競争によるガスの取引を活性化する観点から規制を行わないこととした。

第二条第七項の経済産業省令で定める密接な関係とは、第二十四条の解説において記載したとおりであるが、密接な関

係が存在することから自家消費に類似した性格を有すると認められる場合について、例外的に認める規定であり、本条が対象とするガス供給は、原則としてガスを供給する者が自ら採取若しくは製造するガスであつて、当該特定供給の需要拡大性がなく、明確に一般供給が合理的でないものに限られる。

二 本条(第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないでガスを供給した者は、三十万円以下の罰金に処せられる(第五十九条第七号)。

(準用)

第三十七条の八 第十一条、第二十一条から第二十二

条の四まで、第二十五条の二第一項、第二十六条、第二十八条から第三十一条まで、第三十五条第二項、第三十六条から第三十六条の二の二まで及び第三十六条の二の四の規定は、ガス導管事業者に準用する。この場合において、第十一条第二項中「承継した相続人」とあるのは「承継した者」と、第二十一条中「熱量、圧力及び可燃性」とあるのは「圧力(大口供給を行う場合にあつては、熱量、圧力及び可燃性)」と、第二十二条第三項及び第二十二條の二中「承認一般ガス事業者」とあるのは「承認ガス導管事業者」と、第二十九条中「供給する」とあるのは「大口供給をする」と読み替えるものとする。

本条追加「平成一五法九二」

【解説】

一 本条は、承継、託送供給、会計の整理、ガス工作物の技術基準適合維持義務、ガス主任技術者、使用前検査等に係る一般ガス事業者に関する規定をガス導管事業者に準用する規定である。

二 本条により準用されている条文は、次のとおりである。条文の趣旨、字句の解釈等は、それぞれ準用される該当条文の解説を参照されたい。

(一) 第十一条(承継)

この規定が準用されることにより、ガス導管事業の全部の譲渡し、又はガス導管事業者について相続、合併若しくは分割があつたときは、譲受人又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割(当該ガス導管事業の全部を承継させるものに限る。)により当該ガス導管事業の全部を承継した法人は、ガス導管事業者の地位を承継する。承継した者は、経済産業大臣にその旨を届け出なければならない。これにより、ガス導管事業の地位を承継した者は、その事業の届出、託送供給約款についての届出が不要となる。

なお、一般ガス事業の承継は、①一般ガス事業の全部の譲渡し、②合併若しくは分割、③相続のいずれかによつて行われることが認められているが、一般ガス事業者について第十一条第二項の対象を「相続人」のみとすることで、

③相統についてのみ届出による承継を認め、①一般ガス事業の全部の譲渡し及び②合併若しくは分割については、第十条第一項及び第二項により経済産業大臣の認可を必要としている。一方、ガス導管事業については、届出事業であることから、その承継について、①ガス導管事業の全部の譲渡し、②合併若しくは分割、③相統のいずれについても届出で足りる。このため、第十一条をガス導管事業者に準用する際には第十一条第二項における「承継した相続人」を「承継した者」と読み替えることによつて、第十一条第一項を準用するガス導管事業者の承継については、全て経済産業大臣に対する届出を求めることにより、行政が把握することとする。

(二) 第二十一条(熱量等の測定義務)

この規定が準用されることにより、ガス導管事業者は、その供給するガスの熱量、圧力及び燃焼性を測定し、その結果を記録し、これを保存しておくねばならない。具体的な測定の方法、記録の方法等については、第二十一条の解説を参照されたい。

平成十五年の法改正前においては、ガスの熱量等の測定義務は大口ガス事業者に課されていないが、平成十五年の法改正により大口ガス事業者にも第二十一条の義務が課せられた(第三十七条の十の解説参照)。ガス導管事業者もガスの大口供給を行うため、同様にガスの使用者の利益を保護し、また公共の安全を確保する必要性の観点から本条を準用することとした。

なお、ガス導管事業者は、託送義務が課されるため、不特定多数の者からガスを受け入れることが想定され、託送供給の多様化や託送供給の受入地点の増加などにより、その導管内のガスの圧力の変動可能性が高まることとなる。ガスの圧力が一定に保たれていないと消費段階のみならず、導管部分でも事故が発生する可能性があるため、公共の安全を確保する必要性からその供給するガスの圧力の測定義務を課すこととした。他方、ガスの使用者の利益の保護を目的とする熱量、燃焼性の測定義務については、大口供給を行う場合に限り必要であるため「圧力(大口供給を行う場合にあつては、熱量、圧力及び燃焼性)」と読み替えることとした。

(三) 第二十二条(託送供給)

この規定が準用されることにより、ガス導管事業者は、託送供給約款を定め、経済産業大臣に届出をし、公表しなければならぬ。託送供給約款を変更しようとする場合も同様である。これにより、ガス導管事業者は、いわゆる託送供給義務が課せられることとなる。ガス導管事業者に対して託送供給義務を課すのは、仮に一般ガス事業者のみが託送供給義務を負う場合、一般ガス事業者とガス導管事業者の供給者間の競争条件が不公平となることや、需要家の選択肢が制限されるためである。

なお、本条において準用する第二十二条第一項ただし書の規定により、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合には、一般ガス事業者

と同様に、第二十二条の適用は受けず、第二十二条の二の適用を受けることとなる。ただし、当該承認を受けた場合であっても、託送供給約款の制定が不要とされるだけであり、第二十二条の二の適用を受けることから明らかなように、託送供給義務が課されることには変わりなく、託送供給に係る諸規制(託送供給等の業務に関する会計整理等、託送供給に伴う禁止行為等)は、承認を受けない場合と同様に適用されることとなる。

また、本条において準用する第二十二条第六項において規定される「正当な理由」には、ガス導管事業者が維持運営する導管の使用特性を加味して次の場合も「正当の理由」をもって拒否できるものとする。①ガス導管事業者に託送のための導管余力がない場合等、託送供給を行うことにより当該ガス導管事業の適確な遂行に支障が生じるおそれがある場合。②ガス導管事業を営む電気事業者の発電燃料供給と共用のガス供給用導管においては、電気事業の適確な事業の遂行に支障が生じるおそれがある場合。

#### (四) 第二十二条の二

この規定が準用されることにより、ガス導管事業者は、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合には本条において準用する第二十二条の適用は受けず、本条において準用する第二十二条の二の適用を受け、個別の託送供給条件を経済産業大臣に届け出ることとなる。

#### (五) 第二十二条の三(託送供給等の業務に関する会計整理等)

この規定が準用されることにより、ガス導管事業者は、託送供給関連業務部門に係る会計整理を行い、その整理した結果を公表しなければならない。これは、ガス導管事業者が託送供給義務を負うことに伴い、託送供給に係る公平性、透明性を担保する観点から準用されるものである。

#### (六) 第二十二条の四(託送供給に伴う禁止行為等)

この規定が準用されることにより、ガス導管事業者は、託送供給関連業務部門における情報の目的外利用や差別的取扱いが禁止されることになる。これは、ガス導管事業者が託送供給義務を負うことに伴い、託送供給に係る公平性、透明性を担保する観点から準用されるものである。

#### (七) 第二十五条の二第一項(改善命令)

この規定が準用されることにより、経済産業大臣は、①事故の復旧が遅延しているとき、②消費機器に関する調査若しくは通知を行わず、又は調査若しくは通知の方法が適当でないときは、ガス導管事業者に対し、その供給の業務の方法を改善するように命ずることができる。

#### (八) 第二十六条(会計の整理等)

この規定が準用されることにより、ガス導管事業者は、会計を整理し、これを経済産業大臣に提出しなければならない。これは、ガス導管事業者に対して、託送供給に係る規制が適用されることに伴う当然の義務である。しかしながら、その内容については、ガス導管事業の実態を十分考慮して、必要最小限度の事項に限定されている。その内容は、ガス事業会計規則に定めるところによる。

## (九) 第二十八条(ガス工作物の維持等)

この規定が準用されることにより、ガス導管事業者は、ガス導管事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持すべき義務等が課される。

## (十) 第二十九条(ガスの成分の検査義務)

この規定が準用されることにより、ガス導管事業者は、供給するガス中の有害成分の量を検査すべき義務が課される。しかしながらガス導管事業者が供給するガスのうち他のガス事業者に供給するガスは、最終の需要家へ供給する他のガス事業者が本規制を受けるため、「供給する」とあるのは「大口供給をする」と読み替え、検査義務を除外している。

## (十一) 第三十条(保安規程)

この規定が準用されることにより、ガス導管事業者は、保安規程の作成、届出の義務等が課される。

## (十二) 第三十一条(ガス主任技術者)

この規定が準用されることにより、ガス導管事業者は、ガス導管事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、ガス主任技術者を選任すべき義務等が課せられる。

## (十三) 第三十五条第二項(ガス主任技術者の義務)

この規定が準用されることにより、ガス導管事業者は、ガス導管事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に従事する者について、ガス主任技術者が保安のために

する指示に従うべきことが課せられる。

## (十四) 第三十六条(ガス主任技術者の解任命令)

この規定が準用されることにより、経済産業大臣は、ガス導管事業者に対してガス主任技術者の解任命令を発動することができる。

## (十五) 第三十六条の二(工事計画)

この規定が準用されることにより、ガス導管事業者は、ガス導管事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事のうち、公共の安全確保及び公害の発生防止の観点からみて特に重要な工事の計画とその計画の変更について、経済産業大臣へ届け出ること等の義務が課せられる。

## (十六) 第三十六条の二(使用前検査)

この規定が準用されることにより、ガス導管事業者は、届出をした工事の計画が、実際の工事において計画通りに行われたかどうかについて、ガス工作物の供用前に検査すべきこと等の義務が課せられる。

## (十七) 第三十六条の二(定期自主検査)

この規定が準用されることにより、ガス導管事業者は、ガス導管事業の用に供するガス工作物のうち、経済産業省で定めるガス工作物に対する定期自主検査に関する義務が課せられる。なお、検査すべきガス工作物の範囲、検査方法、検査を行うべき時期は施行規則第九十七条の八の規定により、一般ガス事業と同様の義務が課せられる。